

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日翌日
の翌日
の翌日
の翌日)

目次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)

保険医の登録 ()

特定計量器の定期検査の実施 (商政課)

土地改良事業の認可 (農村整備課)

土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課)

◇ 関連公告 一般競争入札の実施 (会計課)

告 示

鳥取県告示第三百七十七号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十三年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年六月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第三百七十八号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条の五第一項の規定に基づき、保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十三年政令第八十七号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年六月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡本医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二一	平成十一年五月一日
フジタ診療所	米子市大篠津町旭が丘四六九四	平成十一年五月十四日
なかしま耳鼻咽喉科医院	米子市道笑町四丁目二二二一	平成十一年五月十六日
なかむら皮膚科クリニック	米子市上後藤八丁目一五五	平成十一年五月十七日
森医院	八頭郡河原町大字曳田二七一	〃
くにとう眼科	米子市八幡七一八一	平成十一年五月十八日
鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇	平成十一年五月二十二日
湯村皮膚科医院	鳥取市湯所町二丁目一八三	平成十一年五月二十三日
名島外科医院	倉吉市東岩倉町二二二六	平成十一年五月二十五日
太田整形外科医院	鳥取市青葉町三二二二	平成十一年五月二十七日
立川眼科耳鼻咽喉科診療所	境港市湊町一五六	平成十一年五月二十八日
安梅医院	東伯郡関金町大字大鳥居二五一	〃
平福薬局トピア店	東伯郡東伯町大字徳万五五八一	平成十一年五月十七日

氏 名	登録の記号及び記号	登録の年月日
中山 祐助	鳥医五八八〇	平成十一年五月十七日
村尾 和良	鳥医五八八一	〃
米田 一彦	鳥医五八八八	平成十一年五月十九日
小谷 昌広	鳥医五八八九	〃
村岡 智也	鳥医五八九〇	〃
西原 伸二	鳥医五八九一	〃
深田 悟	鳥医五八九二	〃
生越 智文	鳥医五八九三	〃
山下 英樹	鳥医五八九四	〃
青木 利暁	鳥医五八九五	〃
岸本 勇二	鳥医五八九六	〃
能勢 道也	鳥医五八九七	〃
柿手 卓	鳥医五八九八	〃
仲松 暁	鳥医五八九九	〃

鳥取県告示第三百七十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年六月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実施期間	実施場所
西伯郡	平成十一年七月一日から平成十二年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
西伯郡	平成十一年七月一日	午後一時から午後三時まで	西伯郡中山町下甲一―二〇
中山町	〃	〃	中山町農村環境改善センター
西伯郡	平成十一年七月二日	〃	西伯郡名和町大字御来屋二六三―一
名和町	〃	〃	名和町公民館
西伯郡	平成十一年七月五日	〃	西伯郡大山町末長二六九―一
大山町	〃	〃	大山町中央公民館
西伯郡	平成十一年七月六日	〃	西伯郡淀江町大字淀江七九六
淀江町	〃	〃	淀江中央公民館
西伯郡	平成十一年七月七日	〃	西伯郡日吉津村大字日吉津九五六―一
日吉津村	〃	〃	日吉津村中央公民館
西伯郡	平成十一年七月八日	午前十一時から午後三時まで	西伯郡岸本町吉長三七―三
岸本町	〃	〃	岸本町役場
西伯郡	平成十一年七月九日	午後一時から午後三時まで	西伯郡会見町天萬五五八
会見町	〃	〃	会見町公民館
西伯郡	平成十一年七月十二日	〃	西伯郡西伯町大字法勝寺一六七―二
西伯町	〃	〃	プラザ西伯
西伯郡	平成十一年七月二十三日	〃	米子市夜見町三〇〇―一六
〃	平成十一年八月二日から同月三十一日まで	午前九時から午後四時まで	鳥取県産産技術センター応用技術部生産技術科
〃	〃	〃	鳥取市東町一丁目二二〇
〃	〃	〃	鳥取県計量検定所

鳥取県告示第三百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業松河原地区農道整備）を平成十一年五月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十一年六月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第三百八十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づき、鳥取市賀露西浜土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年六月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 事業施行期間

平成十一年六月一日から平成十八年三月三十一日

二 施行地区

鳥取市賀露町西三丁目及び賀露町西四丁目並びに賀露町字西浜及び字米倉の各一部

三 事務所の所在地

鳥取市賀露町南五丁目一七二一八三 賀露地区公民館内

四 設立認可の年月日

平成十一年五月二十八日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで
六 公告の方法
組合事務所及び施行地区周辺の地区公民館の掲示場に掲示して行う。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年6月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

バス 1台

(2) 調達物品の仕様
入札説明書による。

(3) 納入期限
平成11年11月30日迄

(4) 納入場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県警察本部会計課

(5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものと

<p>する。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札参加資格</p> <p>(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 平成10年12月鳥取県告示第782号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく物品の売買等に係る競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が車両のA等級またはB等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。</p> <p>(4) 平成11年6月1日(火)から同年7月12日(明)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>3 契約担当部署 鳥取県収納局会計課</p> <p>4 入札手続</p> <p>(1) 問合せ先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県出納局会計課用度係 電話 0857-26-7432</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>(3) 郵送による入札 可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。</p>	<p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成11年7月12日(明)午後1時30分(ただし、郵送による入札の受領期限は、平成11年7月12日(明)正午とする。) 鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。</p> <p>(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様適合することを証明する書類並びにアフターサービス等に関する資料を、4の(1)の場所に平成11年6月30日(水)午後5時までに提出しなければならない。</p> <p>(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>6 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通過 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札の無効 2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 契約書作成の要否</p> <p>(4) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を</p>
---	---

行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無
無

(6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Bus

(2) June 30, 1999 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 12, 1999 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders
July 12, 1999 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Please Contact : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7432